

審査結果の概要

1 請求人の主張

(1) 審査等を求める議員の氏名

西村隆行議員

(2) 審査等請求の対象となる事由の該当条項

政治倫理条例第3条第1項第1号

(3) 審査等請求の対象となる事由の内容

某議員と会話中の本市職員（当時の議会事務局職員）に対し、西村議員が「その議員と話していたら、バイキンがうつる。」と発言したとされている。

上記発言が事実であれば、政治倫理条例第3条第1項第1号に規定する政治倫理規準に違反する疑いがある。

2 当時の議会事務局職員へのアンケート調査および関係議員への聞き取り

(1) アンケート調査の結果

審査等請求書内に記載の被害者（某議員）をA議員（プライバシーに配慮し、匿名とする。）と特定した。

さらに、その場に居合わせた議会事務局職員も、当該発言を聞いた後、特に不快感が残るようなことはなかったとのことであった。

(2) A議員への聞き取り結果

ア 審査等請求書では「その議員と話していたら、バイキンがうつる。」と発言したとされているが、実際は西村議員の発言は「うつる、うつる。」であったとのことであった。

イ 普段から冗談を言い合う仲であり、今回は普段と違い陰しい表情で言われたためびっくりはしたが、激昂はしていないとのことであった。

ウ そもそもA議員は自身を被害者であると思っていないとのことであった。

エ すでに両者では話し合いが行われており、本件事案について二者間のこととして終わりにせずに、西村議員に今後の対応を求めたところ、すぐに実行されたため、西村議員の対応は誠実なものであったと考えているとのことであった。

オ 本件審査等請求については、事実とは異なる内容で署名を集められたものであり、議員としての身分を失うことになりかねない、不本意な請求であるとのことであった。

(3) 西村議員への聞き取り結果

ア 審査等請求書では「その議員と話していたら、バイキンがうつる。」と発言したとされているが、実際は西村議員の発言は「うつる、うつる。」（以下「当該発言」という。）であったとのことであった。

イ A議員とは長年の付き合いであるが、当該発言当時、悩みを抱えていたところ、A議員がおどけて話しているのを見て、「気楽でいいなあ」と思い、その気楽さがうつるという意図で発言したとのことであった。

ウ A議員は冗談と受け取られたであろうが、表情が陰しくなってしまう、周囲は

日頃の冗談とは違う雰囲気を感じたかもしれないとのことであった。
エ 当該発言をしたことについて、猛省しているとのことであった。

3 審査会の判断

- (1) 本件事案の審査等の請求は適当である。
- (2) 当該発言は政治倫理条例第3条第1項第1号に規定する政治倫理規準に直ちに違反するとは言い難いが、政治倫理に反すると一般的に受け止められかねない発言であった。西村議員個人に対する措置を講ずるまでには至らない事案である。

4 判断の理由

- (1) 本件事案の審査等の請求は、政治倫理条例第4条の審査等の請求に係る要件を満たしているため、適当な請求であるといえる。
- (2) 以下アおよびイのとおりである。

ア 政治倫理規準については、政治倫理条例第3条第1項第1号で「市民全体の代表者として品位と名誉を損なうような一切の行為を慎み、その職務に関して不正の疑惑を持たれるおそれのある行為をしないこと。」と規定されており、「バイキンがうつる」とまでは発言していなかったものの、第三者が居合わせる場での当該発言は不適切な発言であった。

イ しかしながら、本件事案においては、事案発生後、約1週間という比較的短い期間で両者の話し合いが行われており、審査等請求書内で被害者とされているA議員も被害感情が残っていないとのことである。さらに、その場に居合わせた議会事務局職員も、当該発言を聞いた後、特に不快感が残るようなことはなかったとのことである。

上記の事情を考慮すると、本件事案においては、西村議員による不適切な発言はあったものの、その程度は重大であるとは言い難く、西村議員個人への措置を講ずるまでの必要はないと考える。

なお、議会全体においても、本件事案の発生を受けて、西村議員を含めた市議会議員全員を対象に、ハラスメント意識および人権意識の向上を図るための研修をすでに実施しているとのことである。

5 付帯意見

政治倫理条例第5条第4項に基づき、次の意見を付することとする。

- (1) 今後も市議会内で同様の事案が発生しないよう、人権やハラスメントに関する研修を継続して実施していただき、市議会全体で人権意識やハラスメント意識の向上とともに、事案が発生した際に、その事案を解決する体制づくりに努めていただくことが望ましい。
- (2) 現行の政治倫理条例には、ハラスメントに関する規定が存在していない。本件事案の審査を行うにあたって他自治体の議会の政治倫理に関する条例を調査した結果、多くの議会が同条例にハラスメントに関する規定を設けていることが判明した。本市議会も、本件事案の発生を機に、政治倫理条例第3条第1項にハラ

スメントに関する規定を追加するなど、明文化することで、市議会議員のハラスメントに関する意識の向上を図っていただくことが望ましい。